

R３.1.1以降治療終了版

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引き(申請案内)

□　不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

　不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、夫婦間の体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます。）に要する費用の一部を助成する制度です。本手引きは令和３年１月１日治療終了分から予定（注）されている所得制限の撤廃や助成額の増額等を踏まえた内容で案内しております。

大阪府　不妊治療

検索



助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。書類をそろえて申請しても、要件を満たさないために助成が受けられなかったということがないよう、この手引きをよくお読み頂き、要件を確認してから書類の入手を行うようにして下さい。

助成金に関するお問い合せは、裏面の保健所へ。ホームページもご覧下さい。

1. 夫婦（治療開始時点及び申請日時点）であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又極めて少ないと医師に診断されていること。
2. 知事が指定する医療機関において特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。
3. 次にあげる治療法でないこと。（ア）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為　／（イ）代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）／（ウ）借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）
4. 申請時点で申請者が大阪府内に住所を有していること。（ただし、ご夫婦共に大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市に住所を有している方は、それぞれの市で実施していますので、直接お住まいの市にお問い合わせください。）

⑤　『２　助成内容の③』の年数及び回数以上、他の都道府県、政令指定都市、中核市において本助成制度の助成をうけていないこと。(都道府県、政令中核市以外の自治体（和泉市等）の事業は対象外)

⑥　治療開始日時点で妻が42歳以下であること。（43歳以上の場合は助成対象となりません）

**１　助成対象者**　　-次の要件のすべてを満たす方に助成します-

① 助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療等に要した費用とします。

② 助成限度額は**1回30万円（ただし、治療ステージＣ及びＦの治療※の場合は10万円）です。**

**また、対象となる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）をあわせて行った場合（治療ステージCの治療を除く）は更に30万円（ただし、令和3年１月1日以降に終了した治療に限る）まで助成されます。**

（※ｽﾃｰｼﾞC：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施／ｽﾃｰｼﾞF：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）

③ 助成を受けた初回の治療開始時点の妻の年齢により、下記の回数の助成を受けることができます。また、治療費助成を受けた後、子を出生または死産（妊娠12週以降の死産に限る）し、次の子を得るために行った治療については、その次の子を得るための治療の初回の開始日時点の妻の年齢に応じた回数にリセットして助成を受けることができます。※詳しくは、『助成申請のＱ＆Ａ』Q９をご参照ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請するご夫婦の状況 | 助成年数及び回数 |
| 子を得るために初めて助成を受けた治療の治療開始日（※１）の妻の年齢が40歳未満（※２）のご夫婦 | １子ごとに６回まで（年間の制限なし） |
| 子を得るために初めて助成を受けた治療の治療開始日（※１）の妻の年齢が40歳以上（※２）のご夫婦 | １子ごとに３回まで（年間の制限なし） |

（※１）治療開始日：採卵準備のための投薬開始日若しくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日。自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日。主治医の治療⽅針に基づき採卵前に男性不妊治療を⾏った場合は、男性不妊治療の治療開始日。

（※２）令和２年３月31日現在で39歳又は42歳であった妻が令和２年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、助成回数の上限や年齢制限についての特例があります。詳しくは府のホームページをご覧ください。

**２　助成内容**

**３　助成金の申請方法**

**（１）申請者**

・不妊治療を受けている夫婦のうち夫又は妻（申請書の窓口への持参は、代理人でも可）

**（２）申請窓口**

・申請者の住所地を管轄する府保健所（原則、郵送による申請はできません）

**（３）必要書類**

**①　大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書**

＊裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入してください。

**②　大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（別紙）（※下記に該当する方のみ提出が必要です。）**

＊事実上の婚姻をしている夫婦または治療費助成後の子の出生等による助成回数のリセットを受けたい方は記入してください。

＊申請書（別紙）の欄外の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入してください。

**③　大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書**

＊治療が終了してから受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。

＊受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

**④　申請者が、大阪府内(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く)に住所を有していることを証する書類**

・夫婦の住民票（世帯全員：発行日から6ヶ月以内のもの）※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

**⑤　治療開始時の婚姻等が確認できる書類**

・夫婦の戸籍謄本

＊治療開始時に婚姻等をしている必要があるため、初回申請の場合には、原則必要です。（２回目以降の申請であり、且つ過去に提出した住民票・戸籍謄本等で、治療開始時の婚姻等の確認ができる場合は省略可能）

⑥**夫婦であることを証する書類**

１法律上の夫婦が別世帯の場合は、夫婦の戸籍謄本

２夫婦が同じ世帯の場合は、下記イ・ロの住民票（世帯全員）（④の住所確認書類と兼ねることができます）

イ．世帯主が夫もしくは妻の場合：**“世帯主、続柄が記載された夫婦の住民票（世帯全員）”**

ロ．世帯主が夫もしくは妻でない場合：**“世帯主、続柄及び筆頭者が記載された夫婦の住民票（世帯全員）”**

＊夫婦の住民票、戸籍謄本は、発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。

３事実上の婚姻をしている夫婦の場合は、夫婦の戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書

※申請時点で夫婦であることが確認できる必要があります。

**⑦　子の出生等が確認できる書類**

助成を受けた後に子を出生または死産（妊娠12週以降に限る）し、次の子を得るために治療を行い、前の子を得るための初回治療開始日時点の助成回数では、次の子を得るために行った治療の助成を受けられないため、助成回数のリセットをしたい方は下記の書類が必要です。

　　１出生の場合、出生児の氏名・生年月日等が確認できる戸籍謄本、出生児の住所等が確認できる住民票（世帯全員）

　　２死産の場合、死産児の生年月日等が確認できる死産届の写しまたは母子健康手帳の「出産の状況」

ページの写しまたは死産証書（死胎検案書）の写し

**⑧　申請者及び配偶者の前年（１月から５月に申請する場合は前々年）の所得額を証する書類**

**【※令和３年４月１日以降に終了する治療分から不要】**

・ 住民税課税(所得)証明書（市町村役場で交付）／・住民税(市・府民税)特別徴収税額の(決定)通知書

・ 住民税(市・府民税)の納税通知書に記載される課税内訳（明細）／　のいずれか。

＊源泉徴収票及び所得税確定申告書は使用できません。

＊夫婦二人分の証明を必ず提出してください。但し、一方の証明書類で、夫婦の合算所得が７３０万円を超える所得要件の範囲内であることが明らかである場合は、省略することができます。

＊婚姻等により申請書と姓が異なる場合は、氏名の変更が確認できる公的文書をあわせて提出してください。（戸籍謄本もしくは運転免許証、健康保険証等で氏名の変更が確認できるもの

**⑨　特定不妊治療等に要した費用の領収書**

・申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本）

＊医療費控除の関係で原本が必要な方は、申請窓口でお申出下されば、原本照合の上、返却します。

**⑩　申請者の振込口座の通帳等のコピー**

・金融機関名、支店・出張所名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの。

＊通帳がない場合は、上記が確認できるキャッシュカードやネットバンクの個人ページの写し等を提出してください。

**（４）助成金の支給等**

・申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知をするとともに、申請書記載の口座に振込みをします。また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知を送付します。

**（５）申請期限**

**・令和２年度（令和２年４月１日から令和３年３月31日までに終了した治療）に限り、５月31日（月曜日）までです。**

**助成申請のQ&A**

**Q1　途中で治療を中断した場合も助成されますか？**

A1　行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかった時、胚分割がとまった時、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった時、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、助成の対象としますが、採卵を行う前に中止となった場合は、助成対象外となります。

**Q2　配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？**

A2　ご夫婦のうち申請者となる者が、大阪府内に住所を有するのであれば、必ずしも同居である必要はなく助成対象となります。

**Q3　他府県にある病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか？**

A3　他府県にある病院でも、既にその府県の指定を受けている場合は対象とします。（但し、一定の条件が必要となりますので、詳しくは府のホームページをご確認ください。）

**Q４　前年度に採卵、体外受精・凍結した胚を６月に移植する治療を受けた場合は本年度の助成対象になりますか？**

A4　基本的には治療した医師の判断になりますが、受診等証明書において治療終了日が本年度の６月となっていれば、本年度助成の対象となります。

**Q５　助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？**

A5　申請書記載内容、受診等証明書等申請書類に問題がなければ、３ヶ月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。また、申請は治療終了後、お早めに行ってください。

**Q６　男性不妊治療を行う医療機関は自治体の指定を受けていない医療機関もありますが、指定医療機関以外で治療した場合も対象となりますか？**

A6　男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下、男性不妊治療といいます）を行った場合に助成するものですが、指定医療機関における主治医の治療方針に基づき、指定を受けていない医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で男性不妊治療を行った場合も対象とします。**【※令和３年６月30日までに終了した治療に限ります。】**

**Q７　男性不妊治療のみの申請は認められますか？**

A7　特定不妊治療を行う過程で、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。なお、この場合の助成は通算助成回数6回もしくは3回中の1回の治療としてカウントします。

**Ｑ８　事実上の婚姻の夫婦の場合、両人の戸籍謄本の提出が必要であるのはなぜですか？**

A8　事実上の婚姻の場合、重婚をしていないことの確認が必要であり、同時に提出される両人の住民票（世帯全員）だけでは、そのことを確認できないため、提出して頂く必要があります。

**Ｑ９　子の出生による助成回数のリセットが可能となる場合とその時の回数の考え方はどうなりますか？**

A9　リセットを行なえるのは、リセットを行う前の子を得るために行った初回治療開始日時点の妻の年齢の助成回数では、次の子を得るために行った治療の助成が受けられない場合であって、令和３年１月１日以降に終了した治療を申請する場合に限られます。但し、リセットにより、リセット前の助成可能回数より減ってしまう場合はリセットを行いません。

【リセットを行う場合】

※例１）初回治療を妻が３８歳の時に開始し５回助成を受けた後に第１子を出生し、今回、第２子を得るために４０歳の時に治療を開始した令和２年10月と令和３年１月に終了した２回の治療費の助成を申請する場合

**助成申請のQ&A（続き）**

　　　　・第１子を得るための初回治療開始時の妻の年齢：３８歳　→助成上限回数：６回

　　　　　既に第１子を得るために５回の助成を受けている　→残りの助成可能回数：１回

　　　　　第２子を得るための１回目の治療は上記の残り1回で助成可能だが２回目は上限超過のため助成不可

　　　　　２回目の助成を受けるためにリセットした場合の初回治療開始時の妻の年齢：４０歳　→助成上限回数：３回

　　　　　第２子を得るために行った２回の治療のどちらも助成可能　→残りの助成可能回数は３回－２回となり１回

※例２）初回治療を妻が３８歳の時に開始し６回助成を受けた後に第１子を出生し、今回、第２子を得るために４０歳の時に治療を開始した令和２年10月と令和３年１月に終了した２回の治療費の助成を申請する場合

　　　　・第１子を得るための初回治療開始時の妻の年齢：３８歳　　→助成上限回数：６回

　　　　　既に第１子を得るために６回の助成を受けている　　→残りの助成可能回数：０回

　　　　　回数が上限に達しているためリセットしても１回目は令和２年12月31日までに終了した治療のため助成対象外

　　　　　助成を受けるためにリセットした場合の初回治療開始時の妻の年齢：４０歳　→助成上限回数：３回

　　　　　第２子を得るために行った２回の治療のうち２回目のみ助成可能　→残りの助成可能回数は３回－１回となり２回

【リセットを行わない場合】

※例３）初回治療を妻が３８歳の時に開始し２回助成を受けた後に第１子を出生し、今回、第２子を得るために４０歳の時に治療を開始した令和２年10月と令和３年１月に終了した２回の治療費の助成を申請する場合

　　　　・第１子を得るための初回治療開始時の妻の年齢：３８歳　→助成上限回数：６回

　　　　　既に第１子を得るために２回の助成を受けている　→残りの助成可能回数：４回

　　　　　第２子を得るために行った２回の治療は２回とも助成可能　→残りの助成可能回数は、４回－２回となり２回

　　　　　リセットした場合の初回治療開始時の妻の年齢：４０歳　→助成上限回数：３回

　　　　　第２子を得るために行った２回の治療のどちらも助成可能　→残りの助成回数は３回－２回となり１回

その他のご質問・お問合せは、下記の申請窓口にお問合せください。

